

## 所得政策の本質とその問題点

東 條 隆 進

1. はじめに
2. 財政・金融政策の限界と所得政策の登場
3. 所得政策の理論的側面
4. 経済成長の構造とインフレーション
5. むすび

### 1. はじめに

第2次世界大戦後の世界経済にとって特徴的なことは、「資本主義」体制と「社会主義」体制との間には本質的な相異が存在しないという認識が強まり、その結果、社会「体制」そのものへの幻想が著しく弱まったということである。

そして、その理由は、資本主義体制の中核をなしてきた市場の価格機構の自動調節性は巨大企業や巨大労働組織という独占一寡占的権力構造下での価格一賃金決定に際しては、有効に作用しえなくなったということ、および、J.M.Keynesによって指摘されたごとく、生産物に対する有効需要が市場では自動的に保証されないということから、体制的危機感が強まってきた。〔5〕、〔6〕、〔7〕。

同様、社会主義体制下においても、ソビエト・ロシアを中心とする社会

主義の実験は、生産手段の私的所有を排して中央計画当局によって計画経済を推進する場合にも、本質的には資本主義経済におけるごとく経済合理性の追求を必要とし、その実践機構も市場的競争原理に近い形態にならざるを得ないということが明らかになった。〔2〕,〔9〕。

そして、このような経験から、漸次両体制の「長所」をとり入れた「混合経済」体制や社会的市場経済・計画競争経済が模索されることになり〔11〕〔16〕、その方法の1つとして「所得政策」income policyが考えられるようになった。〔10〕。

それゆえ、本論の主題である所得政策を問題にするには、まず第一にその目標はなんであり、第二に、しかし、それは経済理論的に意味があるかどうか、さらにその思想的根拠はなんであるかが明らかにならねばならないであろう。

## 2. 財政・金融政策の限界と所得政策の登場

さて、一般に所得政策とよばれているものは、賃金—物価の悪循環に焦点をあてた場合は、ガイドポストguidepostとよばれ、企業の海外投資・銀行の海外信用供与に関する場合にはガイドラインguidelineとよばれる。しかし、現実には賃金—物価—生産性の調整を直接に目ざすガイドポストもつねに国際経済の動きの中で考えられねばならないのであるから、ガイドラインとはっきり区別することはできない。

ところで、所得政策が重視されだした理由は市場経済が曲り角にきたからであるが、政策論的には金融政策と財政政策による経済の調整だけでは不十分であるという経験からであった。

貨幣・金融政策の本来の意義は利子率の操作による景気の調整にあるが、この政策が有効であるためには、私企業の国民経済に占める位置が質的・量的に圧倒的に大であり、さらに企業の投資活動が利子率の変動に敏感に反応する場合に限られる。

しかし、企業規模の質的・量的拡大は利子率の作用しうる範囲を狭め、

Keynesが主張したごとく、資本の効率測定の際の一つの指標にすぎなくなる。そして、資本の限界効率投資による長期的収益可能性に規定され、その収益性は国民所得水準や国際経済状態にさらに規定されるのである。

しかも、私的企業の国民経済に占める比重が大になり、国民経済全体におよぼす影響が強くなると、必然的にその調整のための領域、「公共」の領域が拡大してくる。その中でも重要なのはすべての国民に「雇用」の場を保証することであり、完全雇用の達成、およびその長期的維持が最大の関心事となる。

そして、そのための方法として採用されたのが累進所得課税や相続税および公債の運用による財政政策であった。この政策は一方では景気調節機構（ビルト・イン・スタビライザー）として、もっと本質的には公共投資領域の拡大による完全雇用達成機構として重視された。

ところで、この政策が有効であるためには公共投資が私企業による投資と区別され、さらに国民経済に占める比重が大とならねばならない。しかし、このような公共領域の拡大は私企業との競争関係において必ずしも双方に有利に作用するという保証はない。しかも公共投資活動の拡大化は独自の根拠ないし論理を必要とする。もし公共投資が私企業と同じように利潤獲得を原理とするなら私企業と何ら変らない。

ところで、公共投資といえども経済的合理性を無視しては長期的には存続不可能である。にもかかわらず、公共投資が重視されたのは完全雇用達成の方法としてであったから、本質的には公共投資は私企業領域からの失業者を吸収するという根拠しかない。このような矛盾、つまり私企業体制の矛盾を転換する方法にすぎなかった公共領域が無根拠のまま拡大し続けるということろに問題がある。

もし、完全雇用政策や成長政策およびその系としての財政政策を根拠づける方向があるとすると、それは経済合理性にでなく、それをこえる次元、これを国民主義とよぼうがヒューマニズムとよぼうがかまわないので

---

あるが、そのような次元からの根拠づけを必要とする。

しかし、この政策がいぜんとして経済政策でありうるためには、このような理念が経済合理性と関連をもたねばならない。別の表現をすれば、市場合理性の限界からこの政策が採用されざるを得なくなったのであるから、市場合理性をこえる経済合理性が存在する場合にのみ完全雇用政策や財政政策は意味をもちうる。市場合理性という次元のみから考えるならば、いかに失業が大規模化しようと、さらに不況がいかに長びこうと、それは大した問題になりえない。

市場合理性をこえた次元から考えた場合にのみ「失業」という事態は重大な社会経済上の問題となりうる。戦後の完全雇用政策や成長政策を根拠づける理念としての「福祉」Welfareとはそれゆえその根拠を国民主義的ヒューマニズムにもっているのである。

ところで、国民経済と私的企業経済（市場経済）の調整手段としての福祉政策の担当者は私的企業それ自身か、あるいは政府による「公共」投資かである。

さて、私的企業が「福祉」を問題にするのは企業構成員のためであるが、これは一般にフリンジ・ベネフィット *fringe benefit* とよばれるものである。私的企業の行動原理は利潤獲得にある。この原理の下では福祉は企業利潤の増大化とその報酬の公平な再配分である。それゆえ私企業体制下では、「福祉」は経済活動の結果現象であって、企業が企業構成員のために直接に「福祉」を考慮するというのは本来的ではない。

しかし、私的経済領域からの租税額の国民経済全体に占める比重が大になるにつれて、企業構成員に対する福祉関係も変ってくる。企業課税体系の中で、厚生福利事業に対する優遇措置が存在すれば、企業は課税対策のひとつとして、そしてその限りにおいてのみ厚生福利を考慮する。

論理的に考えれば、この方法は国家が保証すべき福利厚生を企業が直接代理するということであるが、そのかわり、租税納入額はそれだけ減少し

て、国家による「公共」政策は弱くなる。しかも企業間の経済力格差は新しい差別をひきおこすことにもなる。

第2は、国家が公共事業によって直接に「福祉」に関与する場合であるが、それは官僚機構による行政指導としてである。この場合は、「福祉」は国家財政における「予算」として現象し実践されるが、その長所は企業による場合とはことなつて企業間格差のような矛盾はひきおこさない。しかし、この政策は国家的規模で実践されるがゆえに、画一的になりやすく、さらに官僚主義的弊害を伴う危険性が大である。しかも、予算配分の際につねに政治の論理・力の論理が働くゆえ、政治的圧力の強い団体・組織は優遇されるが、反対に政治力をもたない、真に「福祉」を必要とするような人々は無視されるという宿命をもつ。

さて、次に「福祉」政策の財源についてであるが、一般的には「租税」の運用によってである。〔18〕。しかし、経済の好況期には自然増収が可能であるが不況期には財源がひっ迫することになり、それゆえ単なる租税政策によっては、不況期の福祉政策は困難になる。かくして、この財源は「公債」つまり政府による信用創造＝借金に求められることになる。その結果、「租税」と結びつけられていた「福祉」政策は「租税」からも解放され、私的領域からの「租税」によってまかなわれる「公共」投資はますます経済合理性を否定することになる。より一般的に言うと、「能力」や「貢献」に応じた「報酬」という近代市民社会の原理は、むしろ人間が「人間」であるがゆえに生存は保証されねばならないというより高い段階に入ることになる。

しかし、この政策の達成方法としての公債や、完全雇用達成の方法としての管理通貨制度による貨幣供給量の増大、企業による株式発行や企業間信用の拡大によって、カネとモノとの関係はますます複雑になり「価値」体系そのものが崩れることになる。「物」の価値尺度としての貨幣それ自体の増加は、価値尺度機能を失なわせ、経済合理性の測定機構は全く存在

---

しなくなり、経済は強度なインフレーション局面に突入することになる。

〔19〕。

インフレーションとはモノとカネとの関係にアンバランスが、とりわけ、カネの増加の速度がモノの速度よりも早い場合のことであるが、本質的には、経済に価値尺度がつまり経済合理性が時間経過によって変化する、ということである。そして、かりにインフレーションが時間経過にまたがる「客観」的「価値」体系の変動であるとしても、その変化が経済主体の「認識」を媒介とせざるを得ないという理由から、インフレーションは主観的価値体系そのものの崩壊として現象するのである。

### 3. 所得政策の理論的側面

かくして、なぜ、「所得」政策が登場せざるを得ないかが明らかであろう。完全雇用政策や福祉政策が採用されると、必然的に市場的経済合理性が崩れざるを得なくなるから、それにかわる新たな経済合理性が必要となり、それが所得政策として現象することになったのである。

所得政策の理念は、賃金—物価—労働生産性間の「適正」な関係を「創出」するということにある。つまり企業に関してなら、生産物の生産費と価格との乖離を、労働組織に関してなら、労働の生産性と賃金との乖離を調整するということである。さらに、それとともに国際経済との関係から海外投資や銀行の海外信用供与を「適正」にするということである。

ところで、「適正」とはいかなる意味であろうか。「適正」とはそもそも価値判断に関わることであるが、その場合、この価値判断の根拠はなんであろうか。

さて、企業に関してであるが、生産物が生産される場合の「費用」が「価格」の基準であるという場合、まず「費用」とはなんであろうか。一般に費用項目の中には、「物」としての資本つまり資本設備費等と「カネ」としての資本に対する利子支払いが、第2には労働力に対する賃金の支払い、

第3には広義の資源支払が、さらにこれに加えてさまざまな研究・企画・危険負担費用が含まれる。

では、この費用項目のうち、インフレ期において相対的に安定している項目はどれであろうか。ここでインフレを問題にするのは所得政策がインフレ期の政策だからである。

まず第一項目についてであるが、利子率は一般に総需要抑制という立場から低くはならないであろう。資本設備については、物理的・経済的耐用年数や効率との関係から、経済拡大期に比べれば、比較的に安定的であろう。

しかし、第二項目たる賃金については、経済拡大期には労働生産性の上昇という理由から引き上げが要求され、インフレ期には生活水準の安定という理由から、やはり賃上げが要求されることになる。第三に資源については、現在までは、先進産業諸国に有利に展開したが、現在では発展途上国の自覚によって、産業諸国にとってはきびしい状況となっているから、その費用は上昇傾向をたどるであろう。さらに、このような状況の下では、将来の可能性の予測がきわめて困難であるから、危険負担費が大幅に上昇し、生産費用そのものもそれゆえ大幅な上昇を避け得なくなる。生産費それ自体が一般的経済状況に左右されるから、「物価」と「費用」の「適正化」は論理的に不可能である。

では、つぎに賃金—生産性の関係はどうであろうか。労働の「生産性」とは「労働」の社会経済的「貢献度」の別名であり、「賃金」とはその貢献に対する「報酬高」である。ところで、貢献とか報酬とか言う場合、それは労働という範疇と労働以外の諸範疇たとえば資本という範疇との特殊な関係を意味している。そして、資本制の生産様式の一般的なところでは、この労働は「賃労働」化する。労働は賃労働として現象する場合にのみ労働となりうるのであるが、それは「労働」が商品—貨幣形態をとるということ、つまり商品—市場経済の機構を通してである。

---

それゆえ、「労働」という概念は本来的に価格現象としてのみ意味を持ち、労働の「生産性」が測定されるのも「価格」を通してである。労働の「生産性」という事態が「価格」と別に存在しているわけではないのであるから、「賃金」と「生産性」との乖離を調整するということは根本的な論理矛盾でしかない。

では、賃金を労働の生産性を基準にするのではなく、「生活の安定」という次元から問題にすればどうなるであろうか。生活の安定とは「労働力」の「再生産」つまり労働力の保持を意味するのであるが、純粋に物理的、エネルギー的次元から測定することは、個人差という問題も含めて不可能である。生活水準という発想そのものがすでに一定の歴史的、社会的文化水準を前提にしているのであるから、測定手段は物理的な次元ではありえない。しかも、「労働力」を維持・再生産する場合の消費財はそれ自体すでに「商品」化されたものであって、過去の労働の投入によって生産された生産物の「価格」関係に規定されている。それゆえ労働力の維持という場合、すでに、価格機構によって規定されていて、「賃金」決定の際の基本的尺度とはなりえないものである。したがって、「適正」賃金水準なるものも本来存在しないのである。

#### 4. 経済成長の構造とインフレーション

このように賃金—物価—生産性という関係が根源的に相互規定的であって、しかも、その関係を根拠づける内的論理が存在しないのであるから、「所得」政策は論理的な次元から考えても失敗せざるを得ない。(4)(6)(8)(10)。所得政策の目標が単に物価安定にのみあるとすれば、この政策は事態をいっそう悪化させさえするであろう。

ところで所得政策が暗黙に前提している、インフレーション悪説はそれほど自明なものなのであろうか。インフレーションがモノの増加率に比べて流通貨幣の供給量の増加率の方が大であるというように定義するのであ



れば、インフレーションそれ自体には何ら善悪は含まれていないはずである。インフレーション過程で問題になるのは貨幣量の増大がモノの構造におよぼす影響としてのみである。貨幣量増大がモノの構造に中立的に作用するならば、変化するのは計算単位のみであって、実質的には何ら変化はない。

問題なのは貨幣量の増加がモノの構造を変える場合である。生活水準という次元でモノの構造を問題にする場合、もっとも常識的なのは「必需度」を尺度にすることである。もちろん必需度という言葉自体ひじょうにあいまいであり、限界効用学説と同じ誤ちを犯す危険性があるが、しかし、第一次接近方法としてなら、たとえばエンゲル係数のごとき測定方法を用いても大きな誤りとはならないであろう。

さて、インフレーション過程が必需度の高い財価格よりも必需度の低い財価格をより急速に上昇させるなら、必需度の高い財の家計に占める比重の大きな家計には、インフレーションはむしろ有利に作用するであろう。たとえばKeynesの予想したのはこの場合である。

これに反して、物価上昇が前の場合と反対に働く場合には、必需度の高い財の消費比率が大である家計にはインフレーションは不利に作用する。

ところで貨幣と財との関係がこのように変わるのは、もちろん財に対する需要—供給の関係からであるが、その関係はさらに国民経済全体の財生産能力水準とその構造に規定される。国民経済における財生産が必需度の高い財に向けられたとするならば、その財価格は他の財価格より相対的に低くなる可能性は大である。それゆえ、インフレーションがどのような個別的財価格変化をもたらすかは、それに先行する経済成長—拡大期の財生産構造によって規定される。

かくして、第二次世界大戦後の先進産業諸国、とりわけ日本の経済成長の構造は生活必需度の高い財生産による成長ではなく、それが今日のような型のインフレーションをひきおこす結果をもたらしたのである。経済成

---

長の構造がインフレーションの型を決定する。そして、拡大（ブーム）期が不足に反転するかインフレーション過程に突入するかは流通貨幣量の規模と有効需要力に依存する。

## 5. むすび

たしかに Keynes の教えたように有効需要不足から生ずる不況は貨幣供給量の増大や公共投資の拡大による有効需要創出によってある程度回復させることはできる。しかし、このような方法は必然的にインフレーションという代償を伴うことをも意味するのである。インフレーションや不況はそれ自体先行する成長拡大期の整理過程にすぎないものであるから整理されるべきものが整理されるまで、この過程は持続する。この過程を直接に不況という局面で耐えるかインフレーション過程として耐えるかは、経済心理学上の問題にすぎず、経済の本質からは何ら相異点は存在しないのである。

不況をさげようとして金融政策や財政政策による有効需要創出政策を採用すればインフレーションは激化するであろうし、インフレーションをとめようとして総需要抑制政策をとれば不況が厳しくなって、このアンチノミーは止揚されえない。ましてや所得政策はその論理的根拠がはじめから存在しないのであるから作用のしようがない。おそらくこの期においてはいかなる政策も有効ではないであろう。〔1〕。

このような出口のない状況下で可能なことは、将来の経済体系のあり方を過去の経験を通してより深く反省することであり、現在の矛盾をできるだけ小さくとどめるということである。所得政策を通して明らかになることは、国民経済と私的企業体制との新たな根拠づけが必要であるということ、つまり、単なる景気政策や完全雇用政策ではない、より根源的な根拠づけが必要であるということである。そして、これを公共経済学の課題、福祉国家論の課題と見なすこともできるが、それは単なる私企業体制の論理学

としての市場経済論の形式的適用、たとえばパレート最適という名で知られる厚生基準などで可能になるのではない。

むしろ問われるべきことは「福祉」の内容であり、私的経済領域から独立しつつある「公共性」の根拠である。公共性とは何か、はたして私的領域と区別される公共の領域というものは存在しうるかということこそが問われねばならないのである。

所得政策には経済論理的基準は存在しないのであるから、この経済社会を崩壊させないためには各経済主体、それが個人であれ集団であれ、とにかく経済主体の高度な「主体性」が要求される。現在のように各集団のエゴイズムが力の論理によって貫徹されるかぎり、弱肉強食の論理がますます強くなる。しかも、それだけでなくいつかは「強者」自身が自分の武器によって滅ぼされるときが来るはずである。

なぜなら、資本家階級であれ労働者階級であれ、各階級間に和解なき対立を可能にらしめているのは、各階級が階級としてひとり独立して存在しようと信じているからであり、そのような信念が可能なのは近代の工業生産が自律（自立）可能であると錯覚しているからである。

しかし、経験は工業的生産がそれ自体に根拠をもつものではなく、むしろ農耕生産を中心とする自然経済をより豊かにするための手段にすぎず、したがって自然との調和の下でのみ存在可能であるということを示した。それゆえ、現在の工業拡大のごとく、自然との関係を無視した方向をたどるかぎり、そして階級間の対立を強調し、相手からいかに奪うかということのみを考えるかぎりその方向以外にはないのであるが、このような方向が最後には農業経済や工業経済さえも崩壊させることによって階級それ自身をも破滅させるであろう。

それゆえ、このような危急を要する状況の中で、破滅をまぬがれるためには産業的生産の根拠の解明と、社会階級や、社会諸集団間の本来的あり方を解明することが必要である。〔14〕。しかし、われわれが長い人類の歴

---

史から教えられることは、この危機的状況への適応に、おそらく、否、たしかに失敗するであろうということ、この矛盾はおそらくいっそう大きな矛盾に転化されざるを得ないであろうということもまた明らかであるように思われる。しかし、この矛盾が現代社会における根本問題のひとつであるということを教えたのが所得政策であったことを考えれば、その歴史的意味はけっして無視しうるものでもないということもまた明らかであろう。

(1974.12.1)

## 文 献

- (1) Boulding.K.E. "Can We Control Inflation  
In a Garrison State ?"  
Collected Papers, Volume Three; Political  
Economy.
- (2) Felker. J. L., *Soviet Economic Controversies*, 1966。  
(村山清訳『ソ連の経済論争』)
- (3) Galbraith.J.K, *Economics& The Public Purpose*,  
Houghton Mifflin Company, Boston, 1973。
- (4) Harrod.R., *Towards A New Economic Policy*,  
Manchester University Press, 1967。  
(館龍一郎監訳『新しい経済政策』竹内書店)
- (5) Keynes.J.M., *The General Theory of Employment*,  
*Interest and Money*, London, 1936。
- (6) Robinson.J., *Economics An Awkward Corner*,  
George Allen & Unwinn,Ltd.  
(山田, 米倉共訳, 『経済学の曲り角』新評論)

- (7) Robinson.J., "The Second Crisis of Economic Theory."  
Collected Economic Papers, Volume Four,  
Basil Blackwell, Oxford, 1973.
- (8) Samuelson.P.A., *Economics*, 8th Edition,  
Mcgraw-Hill Book Company, Chap.41.
- (9) Schumpeter.J.A., *Capitalism, Socialism and Democracy*.  
George Allen & Unuinn Ltd, 1946 43
- (10) Shultz.G.P.& Aliber.R.Z.,  
*Guidelines, Informal Controls, and The  
Market*, The University of Chicago  
Press, 1966。  
(金森・丸茂監訳, 『所得政策論争—ガイドライン  
は有効か』東洋経済新報社)
- (11) 難波田春夫, 「社会的市場経済の基礎」, 『社会科学研究』,  
前野書店, 昭和44。
- (12) 難波田春夫, 『経済危機—どこへ行く』, 講談社, 昭和46。
- (13) 難波田春夫, 『危機の哲学』経済往来社, 昭和49。
- (14) 野尻武敏, 「協調行動—西ドイツの実験」国民経済雑誌  
127—5, 昭和48。
- (15) 丸尾直美, 「日本における所得政策」『経済政策』(2)日本経済  
政策, 有斐閣双書。
- (16) 拙稿, 「ケインズ『一般理論』と財政政策」  
下関商経論集, 第13巻, 第2, 3合併号,  
1970。
- (17) 拙稿, 「完全雇用政策の再検討」, 下関商経論集, 第16巻  
第2号, 1973。

---

(18) 拙稿, 「租税国家の危機」, 下関商経論集, 第16巻第1号,  
1972.

(19) 拙稿, 「現代インフレーションの歴史的意味」, 下関商経論集,  
第17巻, 第2号, 1974.